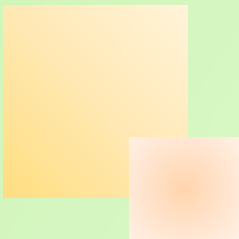


# 第3次白河市生涯学習推進計画



白河市教育委員会 白河市生涯学習推進会議

## 目次

はじめに .....	P2
第1章 計画の基本的な考え方.....	P3
第1節 計画策定の趣旨 .....	P3
第2節 基本理念.....	P4
第3節 計画の位置付け・期間 .....	P5
1 計画の位置付け .....	P5
2 計画の期間 .....	P5
第4節 生涯学習推進計画体系 .....	P6
第2章 生涯学習を取り巻く環境.....	P7
第1節 白河市の生涯学習の現状と課題.....	P7
1 生涯学習推進体制.....	P7
2 生涯学習推進事業.....	P8
3 生涯学習施設.....	P9
第3章 基本目標と施策の推進.....	P16
【基本目標Ⅰ】生涯学習推進体制の充実.....	P16
【基本目標Ⅱ】生涯学習機会の提供.....	P21
【基本目標Ⅲ】生涯学習拠点の充実.....	P34
資料編.....	P37

---

---

## はじめに

---

---

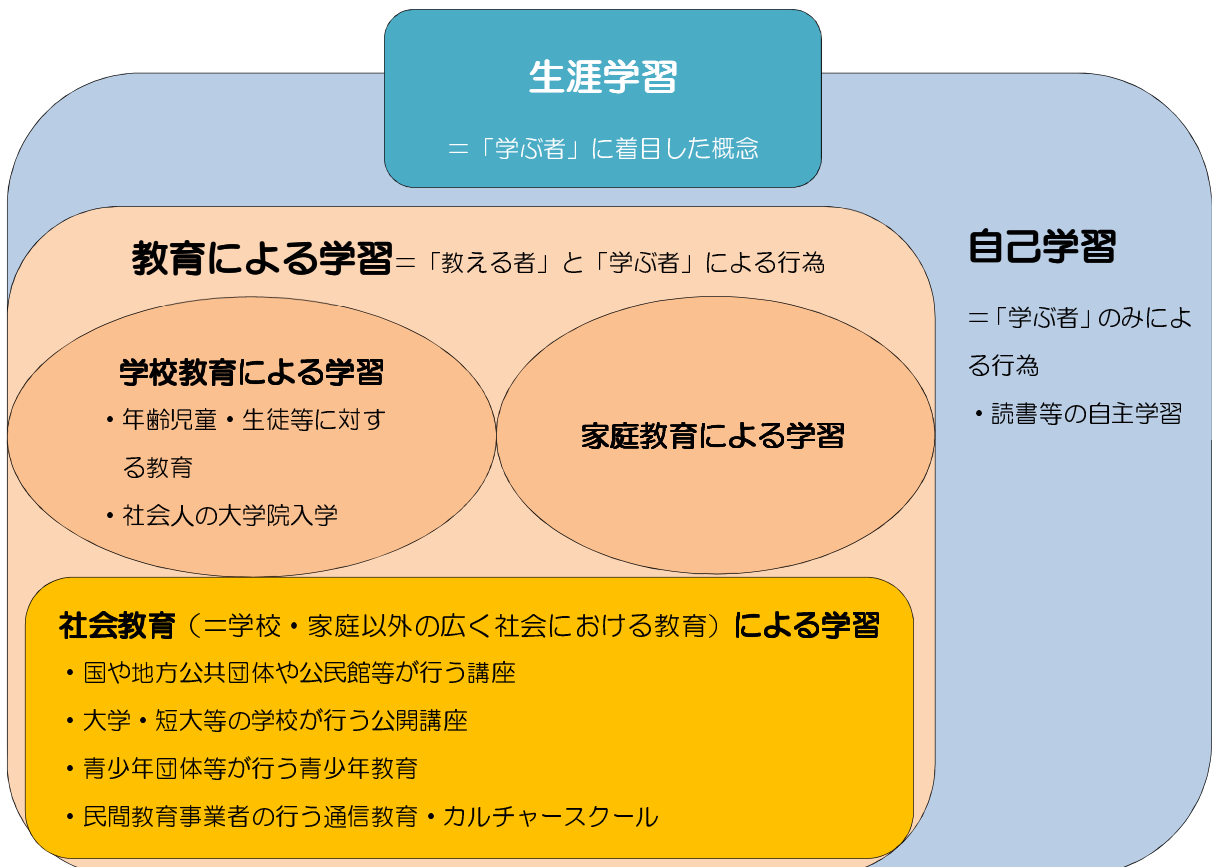
日本人の平均寿命は戦後一貫して伸長を続けており、2000年にWHOが「健康寿命」を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに人々の関心が高まっています。

「人生100年時代」と呼ばれる時代が迫り来るなか、人々が生きがいを持って、心豊かな人生を送っていくためには、生涯にわたって自ら学習に取り組み、自己を高め、その学びの成果を地域や次世代に還元していく「生涯学習」の推進が求められています。

「生涯学習」とは、学校教育、家庭教育、社会教育をすべて含むもので、一人ひとりが「自分の意思」で、「自身にあった方法」で生涯にわたって行うあらゆる学習活動のことです。意図的、組織的な学習活動ばかりではなく、文化・芸術、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など「生涯学習」と位置付けられるものは多岐に及びます。

学習方法も様々であり、テレビ、ラジオ番組の活用や通信教育といった自宅での学習活動、公民館や図書館といった公共施設で行う講座の受講、地域や職場、学校等のサークル活動、民間のカルチャーセンターやスポーツクラブでの活動等、自身にあった学習方法で個々の学びを深めることができます。

**【生涯学習のイメージ図】** 参考：文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会「生涯学習・社会教育に関する基礎資料」

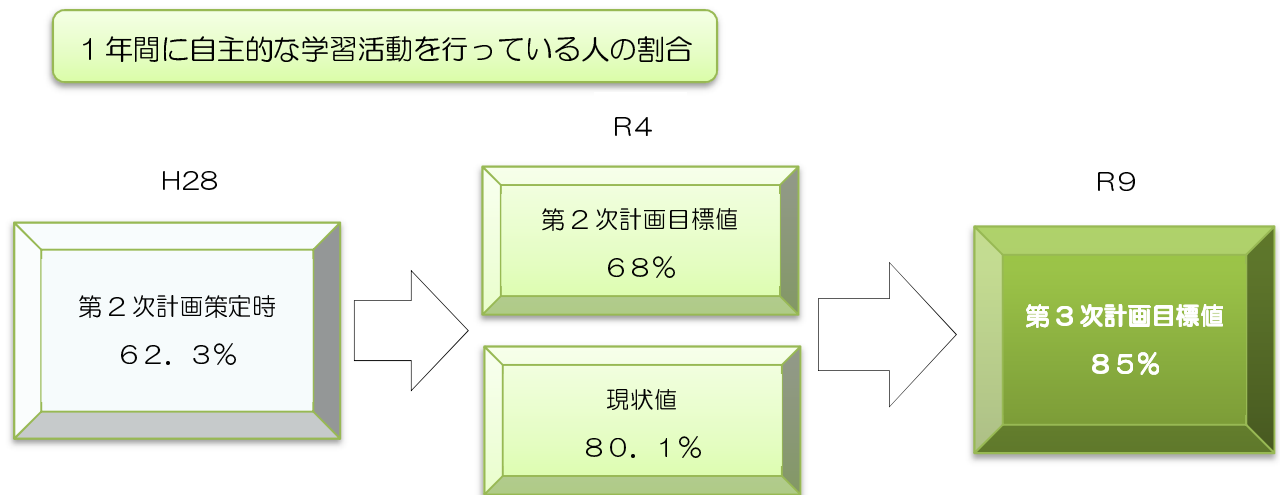


# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成20年度に福島県で開催された「第20回全国生涯学習フェスティバル」をきっかけに、国や県の動向を踏まえながら、平成22年度に生涯学習推進の方向性を示すものとして「白河市生涯学習推進計画」（平成23年度～平成29年度）を策定し、平成29年度に前計画を検証し「第2次白河市生涯学習推進計画」（平成30年度～令和4年度）を策定しました。

本計画は、これまでの「第2次白河市生涯学習推進計画」を検証し、一人ひとりの学習意欲を高め、生涯学習社会の実現を目指して、生涯学習振興に関する施策をさらに計画的に推進していくために、令和5年度からの5か年計画として「第3次生涯学習推進計画」を策定するものです。



※令和4年度実施アンケートの現状値

### ○生涯学習社会とは

教育基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されるように、あらゆる学習機会を自由に選択し、その学んだ成果が適切に評価される社会のことを「生涯学習社会」といいます。

## 第2節

## 基本理念

### 『市民共学』～いつでも、どこでも、だれでも～

本市では、「白河市教育大綱」に目指すまちの姿として、「未来を切り拓く人間力」を育むことを目指し、下に掲げる人づくりに取り組んでいるところです。

また、白河藩主松平定信が南湖を築造した際に理念とした、身分の分け隔てなく誰もが平和の世に美しい風景を楽しむことができる「土民共楽」を今に引き継ぎ、本市の生涯学習推進計画の基本理念を「『市民共学』～いつでも、どこでも、だれでも～」と定め、推進するものとします。

#### 白河市教育大綱

先人のたゆまぬ努力により紡いできた、郷土の長い歴史と豊かな文化を受け継ぎ、将来につなげ、さらに発展させるために、次に掲げる人づくりに努め、「未来を切り拓く人間力」を育みます。

- 1 郷土を知り、郷土を愛する人
- 2 幅広い文化・芸術に親しむ人
- 3 自ら学び、自らを高める人
- 4 自ら判断し、自ら行動する人
- 5 礼儀正しく、思いやりの心を持つ人
- 6 自然を敬い、自然を大切にする人
- 7 健やかな体を育む人
- 8 世界にはばたく高い志を持つ人

## 第3節

### 計画の位置付け・期間

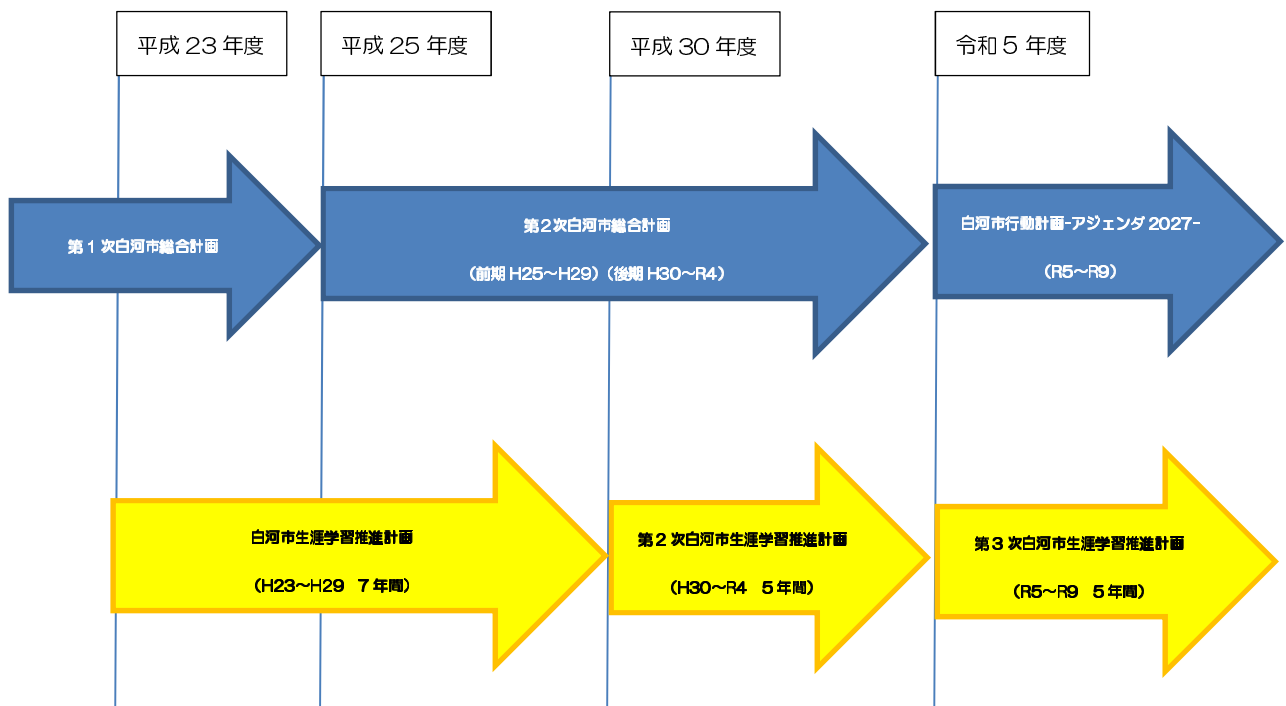
#### 1 計画の位置付け

本計画は、「白河市行動計画-アジェンダ2027-」（令和5年度～令和9年度）との整合性を図りながら、本市の生涯学習推進の基本的方向を示すものとします。

また、本計画に基づき各個別計画や事業計画を策定、推進していくものとします。

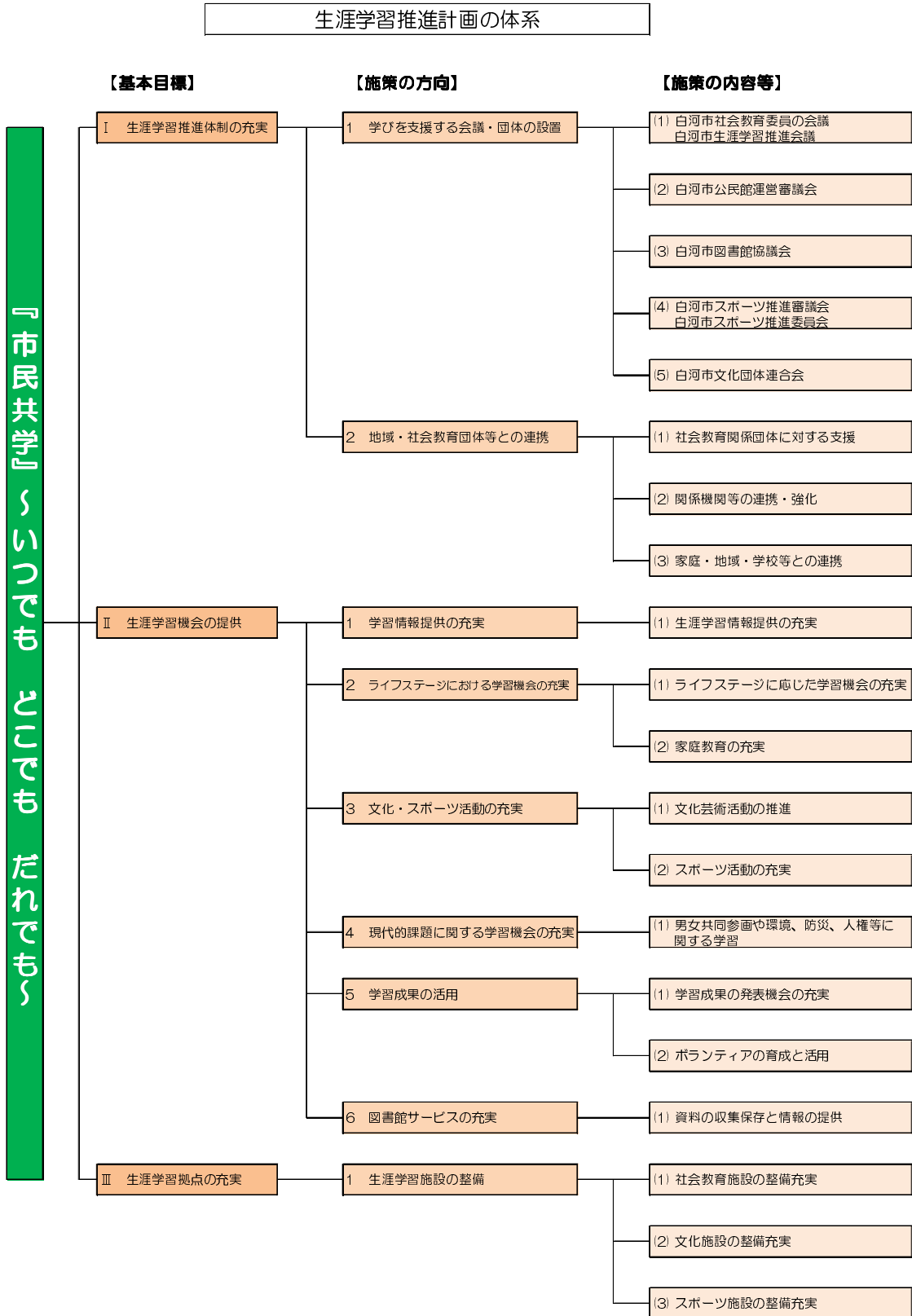
#### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



# 第4節

## 生涯学習推進計画体系



---

---

## 第2章 生涯学習を取り巻く環境

---

---

### 第1節 白河市の生涯学習の現状と課題

---

---

「人生100年時代」や「超スマート社会(Society 5.0)」に向けて、社会が大きな転換点を迎えるなかにあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。

市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それをいかして「まちづくり」をはじめ、様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組をより一層推進する必要があります。

また、出産や子育てなど女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化に対応する観点からも、学校を卒業し、社会人となった後も、学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることがより一層重要となっています。

「第3次白河市生涯学習推進計画」を策定するにあたり、現在の「第2次生涯学習推進計画」の推進状況や「生涯学習推進に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート」）等の結果から、これまでの取り組みと課題を整理しました。

#### 1 生涯学習推進体制

##### （現状）

本市では、市民の意見を行政に反映させて事業を推進するため「白河市生涯学習推進会議」、「白河市社会教育委員の会議」、「白河市公民館運営審議会」等を設置し、事業の充実に努めてきました。

また、学校やサークル、NPO団体等が有する資源を地域に反映するため、各種団体と連携し、町内会等への講師の派遣（出前講座）、「福島大学白河サテライト教室」の開催、学びの場の創出や活動団体の支援を行いながら、学習活動の機会を増やしてきました。

##### （課題）

生涯学習に関連する各種講座・セミナーでは、参加者の固定化や現役世代の参加者が減少し、講座内容が一様化する傾向があるため、学習活動が停滞することが懸念されます。そのため、学習成果を地域に反映させるための仕組みづくりや、学習活動を行う個人、団体の参加の促進や育成を関係機関と協力しながら継続して実施することが必要です。



## 2 生涯学習推進事業

### （現状）

多くの団体、個人が心身の健康や生きがいづくり、仕事に役立てるため等、様々な目的で学習活動を行っています。

これらの学習が活発に行われ、そこで得た知識や経験が地域に活かされることにより、地域の学習意欲の向上につながり、この繰り返しが生涯学習社会の構築につながります。その学習の拠点として公民館や図書館等が大きな役割を果たしてきました。

また、母子の健やかな成長のために健康教室の開催や、子育てやしつけ等について考える家庭教育学級の助成、高齢化が進むなかで介護予防や生きがいづくりを目的とした高齢者サロンを設置する等それぞれのライフステージに応じた学習機会の提供を行ってきました。

### （課題）

「市民アンケート」の結果、学習活動を行う上で、学習活動に関する情報提供が必要、との回答が多かったことから、市の公式 SNS（LINE、twitter 等）を活用し、講座やセミナー等開催の情報発信を行っています。一方で、高齢者は、市のホームページや SNS よりも、「広報しらかわ」や回覧板、チラシ等から情報を得る傾向があるため、従来の紙媒体とあわせて幅広い世代に向けて、学習情報をより分かりやすく提供していく必要があります。

また、この 1 年間に自主的な学習活動を特に行っていない人については、仕事や家事が忙しくて時間が取れないことを理由にあげており、参加しやすい日時やニーズに合った講座を開催する必要があります。

市民の誰もが学習活動を行えるよう、社会の変化に対応したニーズを的確に把握し、市民に寄り添うことで、より多くの人の学習活動への参加を促していく必要があります。

### 3 生涯学習施設

#### （現状）

公民館は、地域住民にとって身近な学習拠点であり、幅広い分野の団体・グループの活動で利用されるとともに、多様な世代の市民が教養やレクリエーション等の学習活動に参加しています。

また、図書館や文化施設等においても施設の特色を生かした様々な学習機会が提供されており、市民一人一人の生涯を通しての学びを支援しています。

なお、令和8年度以降の完成を目途に、市民会館跡地に「複合施設」の建設が計画されており、このなかに、工作室や音楽ルーム、多目的ルーム、和室等の中央公民館の機能を含んだ「（仮称）生涯学習センター」が整備される予定です。

#### （課題）

「市民アンケート」の結果、市立図書館（りぶらん）と白河文化交流館（コミネス）、マイタウン白河、表郷公民館等の新しい施設については、市民の満足度がおおむね高い評価となっています。一方では、老朽化が進み、利用する市民の満足に答えられていない施設があります。

既存の生涯学習施設については、計画的な修繕等に努めるとともに、利用者のニーズに応じた施設運営方法や利便性等についても検討を進める必要があります。

複合施設の「（仮称）生涯学習センター」の整備にあたっては、ライフスタイルや興味・関心に沿った学習機会の提供を目指し、多世代にわたる市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、適切な管理運営方法を検討する必要があります。



複合施設外観イメージ図

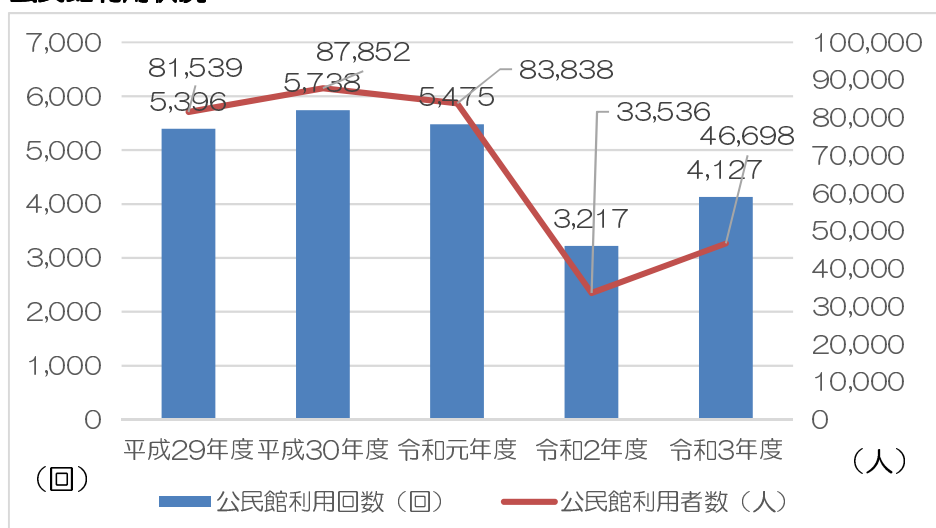
## (1) 公民館

中央公民館、表郷公民館、大信公民館、東公民館の4館を設置し、市民の身近な学習の場や学習成果の披露の場として、活用されています。

令和元年度までは年間利用回数が各館合計で、約5～6千回、利用者数は約8万人程度で推移していました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により、事業を中止・縮小したため、利用者数は減少しています。

老朽化が著しい中央公民館については、幅広い世代の市民が生きがいを持ち、生涯にわたって学習に取り組むことができる拠点として、複合施設の「(仮称)生涯学習センター」に機能を移転し、健康増進機能や子育て支援機能等との連携を図りながら、社会変化に伴う市民のニーズに柔軟に対応する運営計画の策定を進めていきます。

### 公民館利用状況



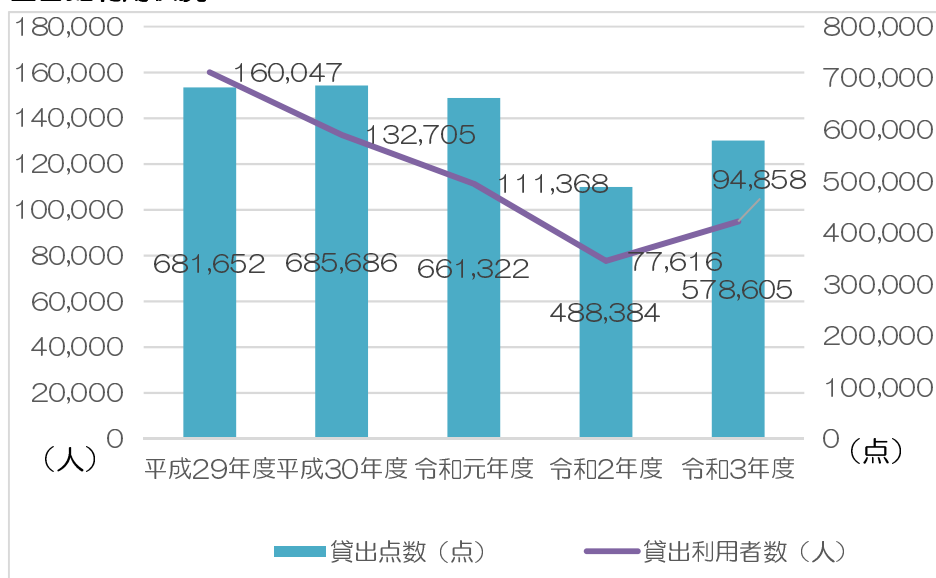
中央公民館

## (2)図書館

平成23年に現在の市立図書館が、「りぶらん」にリニューアルして以来、利用者数・貸出利用者数が従前に比べ増加しており、令和元年度までは、年間貸出利用者数が10万人超、貸出点数は年間約60万冊以上となっていました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で貸出事業が中止となったことにより、貸出数や利用者数が減少しています。

貸出事業以外では、学校を巡回する移動図書館や学校図書室の充実を図り学校司書を配置して小中学生が本に出会う機会を創出したり、乳幼児向けに絵本の「読みきかせ会」「おはなし会」を開催することで、子どもたちが早くから本と触れ合い、豊かな感性を養うことができる環境づくりを進めています。

### 図書館利用状況



白河市立図書館（りぶらん）

### (3)文化施設

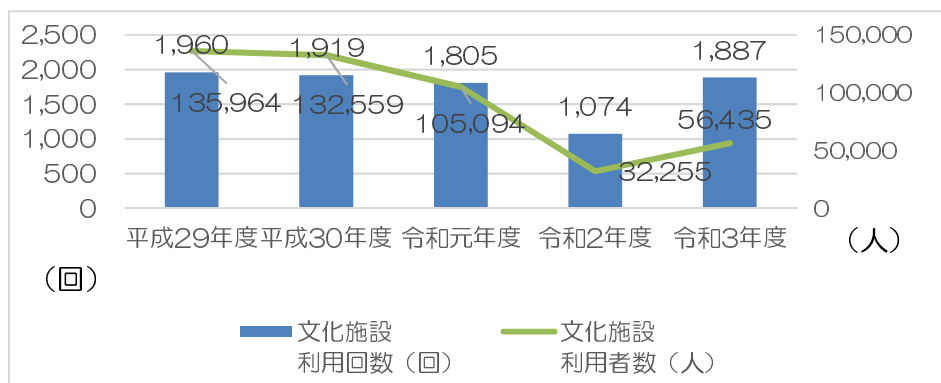
白河文化交流館（コミネス）は平成28年10月の開館以降、文化振興の拠点として、交響楽団や混声合唱団を結成するなど文化芸術活動の新たな担い手を育成し、年間を通してコンサートや観劇事業等を開催することにより、東文化センターとともに、より一層文化振興に努めていきます。

歴史民俗資料館・小峰城歴史館は、本市の歴史・文化の理解を促進するとともに郷土に関わる貴重な資料を保存し受け継いでいくための施設です。

芥川賞受賞作家である中山義秀の偉業を顕彰し、後世に残していくために設立された中山義秀記念文学館は、常設展示に加えて様々な企画展や講演会を開催しており、市の内外を問わず多くの人々が訪れています。

小峰城歴史館はリニューアルした令和元年度に約2万6千人の来館があり、小峰城周辺の新たな観光の拠点となっています。また、いずれの施設においても令和元年度までは利用者数・利用回数ともに横ばいか増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりすべての施設で事業を中止・縮小したため、利用者数は減少しています。

白河文化交流館（コミネス）、白河市東文化センター利用状況

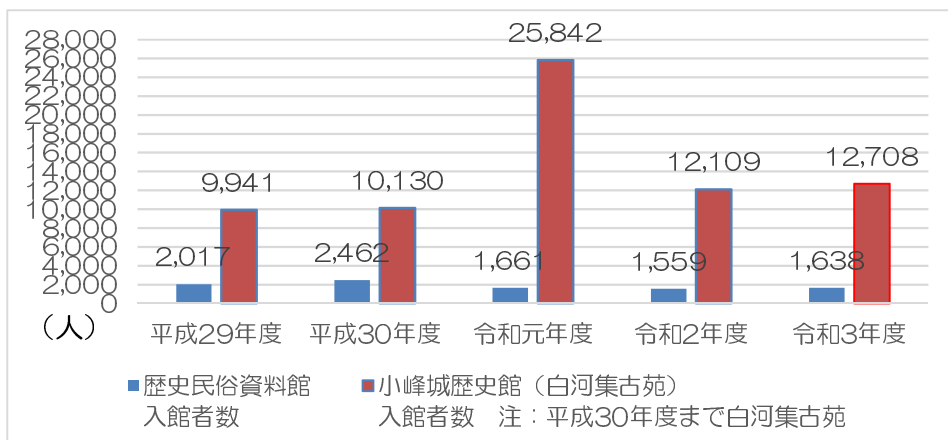


白河文化交流館（コミネス）



白河市東文化センター

### 歴史民俗資料館、小峰城歴史館（白河集古苑）入館者数

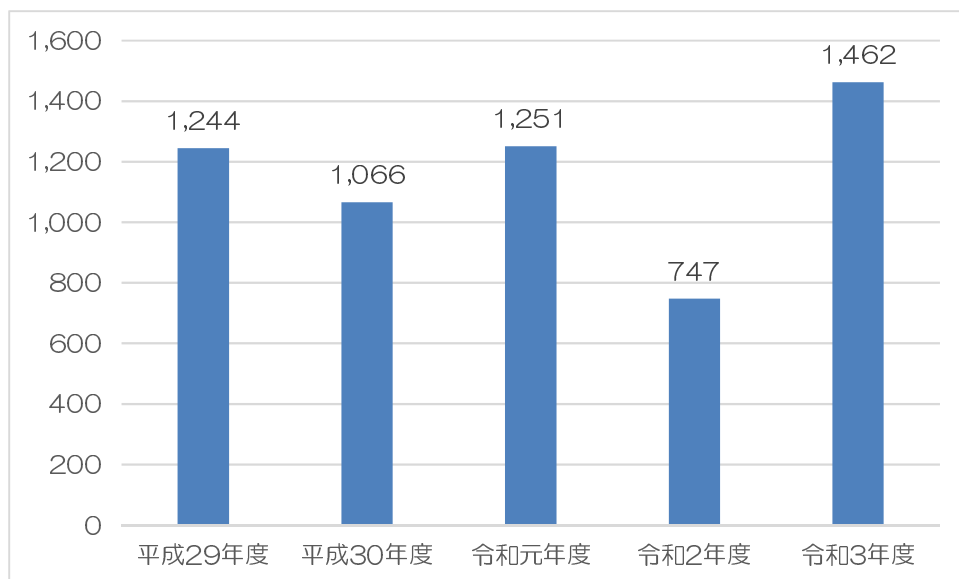


歴史民俗資料館



小峰城歴史館

## 中山義秀記念文学館入館者数



(人)



中山義秀記念文学館



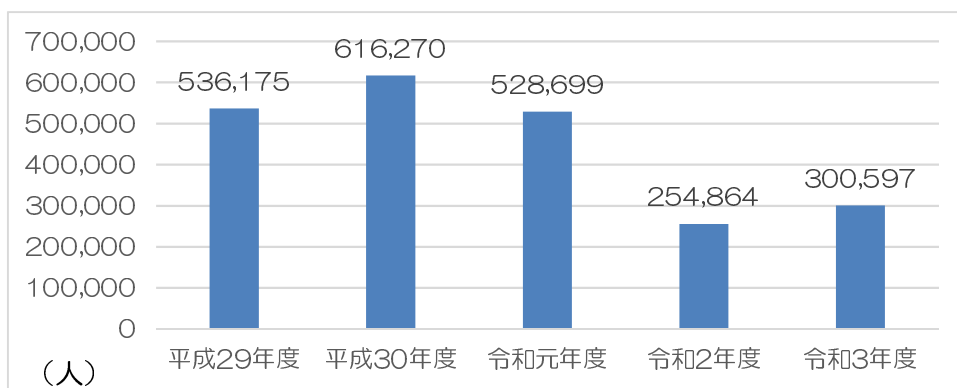
©しらかわん

#### (4)スポーツ施設

白河市総合運動公園や各地域のスポーツ施設は、平成27年、白河総合運動公園内にアナビスポーツセンターが新たにオープンしたことや、施設の長寿命化や大規模修繕、利用環境の向上等の取り組みを進めたことにより利用者が増加し、市民の健康増進や体力向上に寄与しています。

令和元年度までは、市内のスポーツ施設で年間約50～60万人の利用がありました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツイベントや大会が中止になったため、利用者数は減少しています。

#### スポーツ施設の利用状況



アナビスポーツプラザ



表郷天狗山球場



---

---

## 第3章 基本目標と施策の推進

---

---

### 【基本目標Ⅰ】

### 生涯学習推進体制の充実

#### 1 学びを支援する会議・団体の設置

生涯学習社会の実現に向けて、行政、市民・団体等が一体となって、市民の学びを支援する体制づくりを行います。

##### (1) 白河市社会教育委員の会議・白河市生涯学習推進会議

市の社会教育、生涯学習の推進に関する基本計画その他生涯学習に関し、市民の参加を得て積極的かつ効果的に推進します。

会議・団体名	内容	担当課
白河市社会教育委員の会議	社会教育法第15条に基づき設置。年に4回行う会議のなかで、社会教育事業の事業結果及び事業予定の報告を行うほか、委員より生涯学習環境改善のための各種意見をもらい、社会教育行政に反映させていきます。	生涯学習スポーツ課
白河市生涯学習推進会議	有識者の意見を参考に市民へ生涯学習の学びの場の提供や生きがいづくりの推進を図っていきます。	生涯学習スポーツ課

##### (2) 白河市公民館運営審議会

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業企画実施につき、調査審議を行います。

会議・団体名	内容	担当課
白河市公民館運営審議会	公民館の運営全般、事業内容及び実施方法に関し、協議します。	中央公民館

### (3)白河市図書館協議会

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う図書館サービスについて審議等を行っていきます。

会議・団体名	内 容	担当課
白河市図書館協議会	市民の幅広い学習意欲に対応でき、図書館を身近な存在と感じられるような図書館を目指し、審議等を行っていきます。	図書館

### (4)白河市スポーツ推進審議会・白河市スポーツ推進委員会

スポーツ推進のための調査審議及び事業実施に係る連絡調整、実技指導、行事の企画、立案等を行っていきます。

会議・団体名	内 容	担当課
白河市スポーツ推進審議会 白河市スポーツ推進委員会	スポーツの推進に関する各種施策の調査審議のほか、スポーツの楽しさを伝え、スポーツを通じた健康増進を図ります。また、年齢、性別に関係なく楽しむことができるニュースポーツの普及を図り、理解を深めていただくことにより、多くの市民にスポーツを楽しんでもらえるよう取り組んでいきます。	生涯学習スポーツ課

### (5)白河市文化団体連合会

文化団体連合会の加盟団体相互の交流・連携を図っていきます。

会議・団体名	内 容	担当課
白河市文化団体連合会	文化団体連合会事業を通じて、市民の文化芸術活動の発表の場を充実させ、文化芸術活動を支援していきます。	文化振興課

## 2 地域・社会教育団体等との連携

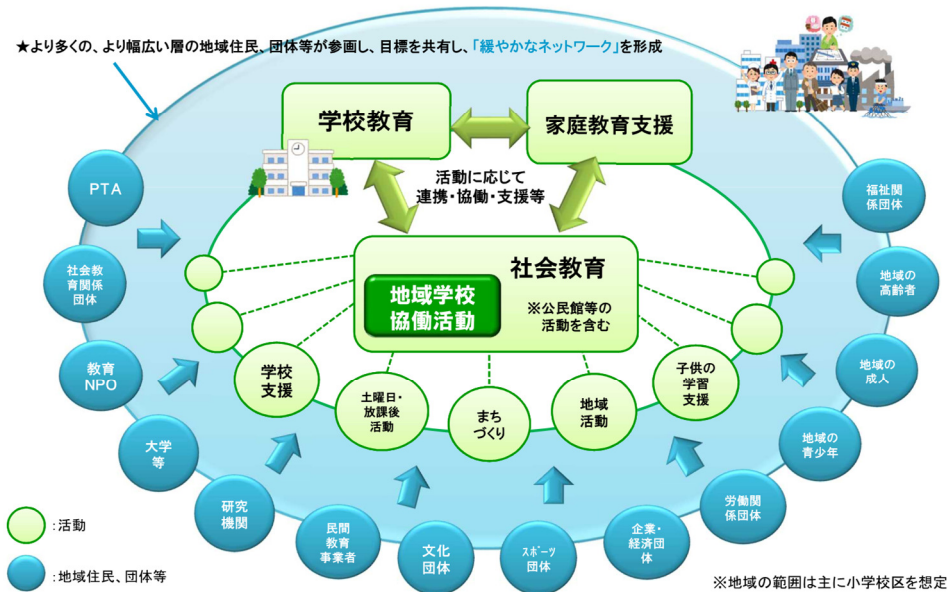
多様化する地域課題に対応するため、地域や社会教育関係団体等との連携に努め、各団体が有する学習資源（人的資源、物的資源、文化的資源）を活用し、市民の学びを支援していきます。

例：「地域学校協働活動」

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

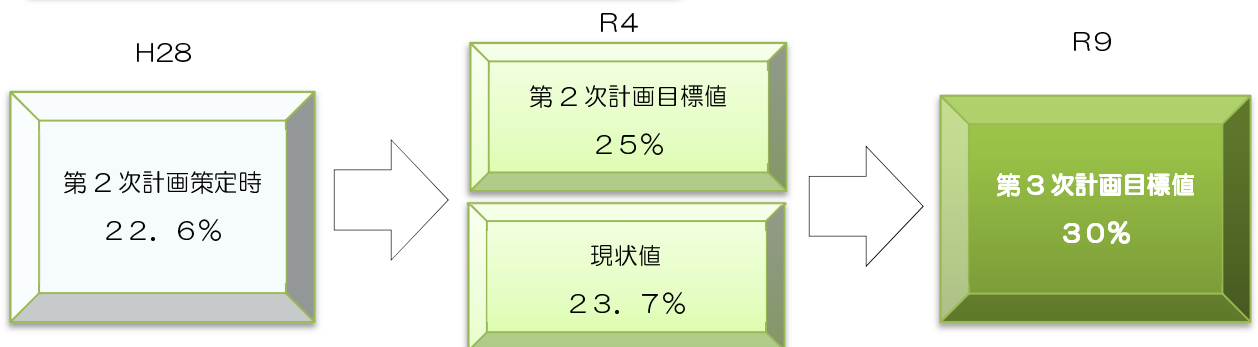
### 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



引用：文部科学省 HP「地域と学校の連携・協働」より

### 学校ボランティアに参加したことがある人の割合



※令和4年度実施アンケートの現状値

## (1) 社会教育関係団体に対する支援

施設の貸出や地域学習活動を推進する青年、女性、高齢者等の団体やサークル、グループの育成支援に努めていきます。

《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河市教育委員会共催及び後援等	白河市教育委員会共催・後援基準に合致した各種団体が行う事業に対して、共催及び後援の承認を行っていきます。	教育総務課
青少年団体活動支援事業	自然体験や社会体験等多様な体験活動に積極的に取り組む団体等を支援していきます。	生涯学習スポーツ課

## (2) 関係機関等の連携・強化

大学等の高等教育機関や企業、民間団体、町内会等との支援や連携の強化に努めていきます。

《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
学社連携事業 (福島大学白河サテライト教室等)	教育、産業、文化等の各分野で総合的な協力、連携を目指し、学習意欲のある市民に質の高い「学びの機会」と市民が「学び合える場」を提供していきます。	生涯学習スポーツ課
白河市少年センター運営事業	関係機関・団体と情報交換を行い、本市における子どもの現状を把握し、協力し合い、青少年の非行防止とその健全な育成のための補導活動を行い、効果的な非行防止を目指していきます。	生涯学習スポーツ課
“社会を明るくする運動” 実施事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、白河地区保護司会をはじめとする各種団体と連携し、啓発活動を行っていきます。	生涯学習スポーツ課

### (3)家庭・地域・学校等との連携

地域の生涯学習の場の一つとして学校と協働し地域のコミュニティを活性化する等、社会教育、学校教育、家庭教育の連携や支援に努めていきます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
学校施設開放事業	学校校務に支障のない範囲で、市立小学校及び中学校の体育館、校庭等の施設を市民に開放し、市のスポーツ・文化活動の振興及び地域コミュニティの活性化を図っていきます。	教育総務課
地域学校協働活動事業	学校活動を支援する体制づくりを整備し、様々な体験・交流・学習活動を通じて、子どもたちの社会性の涵養と創造性豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの活性化と地域社会全体の教育力の向上を目指します。	生涯学習スポーツ課

そのほか、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みである学校ボランティア活動を推進するため、地域住民と協力し、積極的に応援していきます。



地域学校協働活動事業  
鉋物について地域講師による授業を実施  
(白河第四小学校)

## 【基本目標Ⅱ】

## 生涯学習機会の提供

生涯学習を推進していく上で、学習機会の提供を受けるだけでなく、自らが積極的に学び、学習成果を地域に還元するなかで、自己の能力と可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自己実現を図ることが重要となっています。

今後も市民の自発的な生涯学習活動を促すとともに、地域において自らが積極的に生涯学習活動を企画運営していくことができる機会を提供するとともに、地域での学習活動を支えながら、多くの人材を育成していきます。

### 1 学習情報提供の充実

市民の学習活動のきっかけづくりや推進のため、学習情報の提供に努めていきます。

#### (1) 生涯学習情報提供の充実

市の広報紙やチラシ、ホームページのみならず、ここ数年で急速に発達した SNS 等様々な情報媒体を活用し、幅広い年代への情報発信に努めていきます。

また、継続的な学習活動や学習意欲があっても、方法が分からず学習に取り組むことができない市民からの相談に対し、学習情報を整理して事業の詳しい説明や適切な案内を行っています。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
広報白河発行事業 「白河市公式ホームページ」管理運営事業	高齢者や障がい者を含め誰もが支障なく閲覧できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成するとともに広報白河の発行を行います。	秘書広報課 関係各課

※ウェブアクセシビリティ…高齢者や障がい者を含めた誰もがホームページ等を支障なく利用できること。



©しらかわん

## 2 ライフステージにおける学習機会の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民に学習の機会を提供するため、各課館等において行われる各種事業の充実やリモート等による学習機会の提供に努め、その成果を地域づくりに活かしていきます。

### (1) ライフステージに応じた学習機会の充実

#### ① 乳幼児期

親と子のふれあいや異年齢児との関わりを通して、子どもの豊かな心を育み自主性や創造性を育てていきます。

#### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
母子健康支援事業 わくわく子育て教室 (動画配信)	早期に生活リズムを整えることが、健やかな成長のために大切であることや、親子のふれあいの大切さについて学び、家庭で実践できるようにし、乳幼児の健やかな成長を促していきます。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業	子育てに関する情報提供や相談に応じるほか、親子の交流や親同士の交流の場等、子育てが楽しくなる広場（おひさまひろば、たんぽぽサロン）等の運営を行っています。	こども支援課
白河っ子応援センター (白河市役所内)	妊娠期から子育て期までの必要な情報を提供するほか、相談支援を行っています。専門職員を配置し、ワンストップ窓口で細やかな相談に応じていきます。	こども未来室



©しらかわん

## ②青少年期

豊かな体験活動を通して、協調性や積極性を育み、自主性を尊重しながら実生活に必要な知識や技能を身につけ、仲間や地域とのつながりを深めるとともに心身の健全な成長を促す取り組みを推進していきます。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河の歴史文化再発見！事業	小学生に対し故郷の歴史・文化を理解し、故郷に誇りを持ち、やがては故郷で生活し故郷を支える市民になろうとする意欲を高めていきます。	学校教育課
青少年育成市民会議運営事業	白河市青少年育成市民会議と小学校区に設置している推進協議会が連携し、球技大会、標語コンクールなどを開催し青少年の健全育成に努めていきます。	生涯学習スポーツ課
キッズシアター開催事業 舞台芸術鑑賞授業開催事業	質の高い本物の舞台芸術を鑑賞することにより、子どもたちの豊かな感性と創造力を育み、青少年の健全な育成を目指していきます。	生涯学習スポーツ課
放課後子ども教室	保護者や地域の方々、ボランティアの協力を得て学習やスポーツ、文化芸術活動、地域の方々との交流活動等多様な体験や学習の機会を子どもたちに提供していきます。	こども育成課
子どもステップ教室 わいわい子ども塾 わくわく少年クラブ 東子ども教室	施設見学や、スポーツ等、様々な体験を通して、子どもたちの興味関心を広げ、向上心を養うとともに異学年や他校の子どもたちとの交流を通じ、協力することの大切さを学ぶ機会を提供します。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館
景観学習事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	景観に関する講話やまち歩きを通して、子どもたちの「まち」や良好な「景観」に対する関心を引き出し、景観やまちづくりへの意識の醸成に努めていきます。	都市計画課



### ③成人期

成人のニーズに合った学習機会の充実を図るとともに、活力あるコミュニティ形成に向けた学習を推進していきます。

#### 《主な事業等》

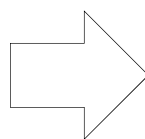
事業等	内容	担当課
二十歳の集い（旧成人式）	20歳の門出を祝福、激励するとともに成人としての自覚を促していきます。	生涯学習スポーツ課
公民館主催事業	教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種講座・教室を開催していきます。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館
各種講座・セミナー・教室等開催	ニーズを把握し、新たな社会の課題に対応したり、職業上必要な知識を得たり、個々の関心に基づき教養を深める講座等を開催していきます。	生涯学習スポーツ課 関係各課
街なかカルチャー教室	多世代を対象とし、内容も多種多様な「街なかカルチャー教室」を開催し、新しいことへのチャレンジの促進、知識や技能の習得を図っていきます。	株式会社楽市白河 (まちづくり推進課)
健康ポイント事業	「歩くこと」や健診受診、健康イベント参加など健康行動の取り組みに対してポイントを付与し、楽しみながら継続して健康づくりができるよう事業を行っていきます。	健康増進課

公民館利用者数（4館）

※第3次計画からの新指標

R3

R9



#### ④高齢期

これまで培ってきた知識や経験を活かしながら学びを地域に還元し、健康の保持や共に学ぶ仲間づくりと各種学習機会の充実に努めるほか、地域文化伝統の伝承活動、ボランティア活動等への参加について支援していきます。

#### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白寿学級、福寿学級、 大信高砂学級、東光学園	充実した高齢期を送ることを目的に、健康増進や保持、また、学習活動等の機会を提供するため、高齢者を対象とした講座・教室を開催していきます。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館
高齢者サロン「あったかセンター」	高齢者の健康寿命の伸長や介護予防や生きがいづくりを目的として、歌や体操、季節の行事等、各サロンごとに事業を開催していきます。	高齢福祉課
高齢者居場所づくり事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民及び団体が主体となって、高齢者が気軽に集い、交流することができる「高齢者の居場所、通いの場、交流の場」を常設、運営する事業に対し、費用を一部補助することによって、継続的に高齢者の介護予防を図っていきます。	高齢福祉課



©しらかわん

## (2) 家庭教育の充実

家庭は、家族のふれあいを通じて、生活に必要な基本的な慣習や人間関係を養う上で重要な役割を担っています。子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を行い、家庭、地域における子育てを支援していきます。

### 《主な取組・事業》

事業等	内容	担当課
家庭教育学級運営事業	親としての役割を理解し、家庭教育に対する知識や技能を修得することにより、充実した家族関係を築くことを目的に、市内保育園、幼稚園、小・中学校において家庭教育学級を開催していきます。	生涯学習スポーツ課

## 3 文化・スポーツ活動の充実

市民の文化活動やスポーツ活動の活性化とともに、多世代交流の機会が増えてきております。今後、より一層これらの活動を促進していくために、指導者の育成や団体を支援していきます。

### (1) 文化芸術活動の推進

市民の文化芸術活動を促進するため、日常的に優れた文化芸術に触れる機会を増やし、市民を主体とした文化活動を支援していきます。

また、地域に対する理解を深めるため、歴史や伝統文化の保存、継承に努め、市民一人ひとりの郷土愛の醸成に努めていきます。

### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
しらかわ音楽の祭典	音楽文化の振興及び創造性や情操豊かな市民の育成、並びに音楽を通じた世代間の交流を図っていきます。	しらかわ音楽の祭典 実行委員会 文化振興課

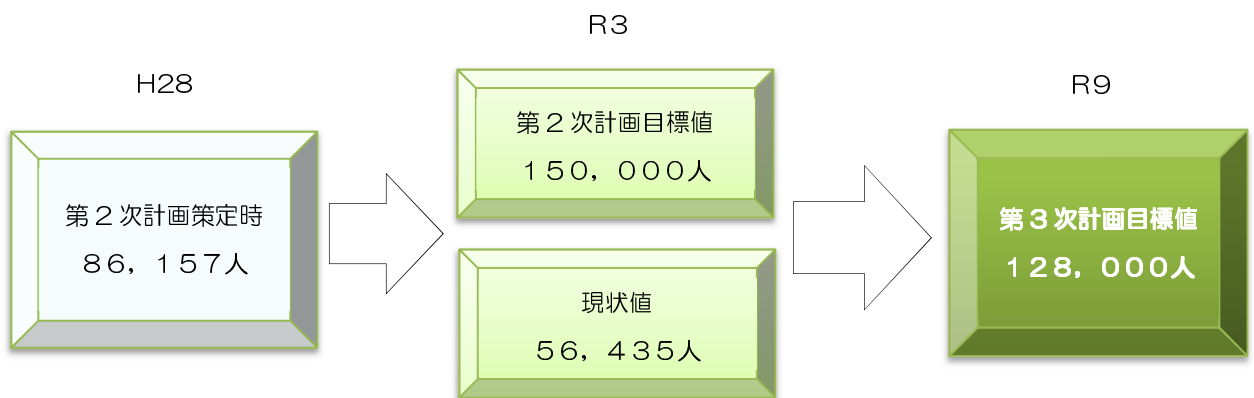
<p>白河市コミネス混声合唱団事業 白河市コミネス交響楽団事業 ※第3次計画からの新規事業</p>	<p>市民主体の合唱団や交響楽団の活動を通じて、広く市民が音楽に親しめる機会を創出していきます。</p>	<p>文化振興課 白河文化交流館 (コミネス)</p>
<p>福島ビエンナーレ 「風月の芸術祭 in 白河」 ※第3次計画からの新規事業</p>	<p>本市の歴史、文化を基盤として、創作、鑑賞、体験等の活動を展開し、地域住民との協働により、様々な年代の人々に現代アートに触れる機会を提供していきます。</p>	<p>風月の芸術祭実行委員会 文化振興課</p>
<p>アートによる文化振興事業 ※第3次計画からの新規事業</p>	<p>地域資源を活かした創造活動を行うアート事業や演劇により、文化芸術による人づくり・まちづくりを推進していきます。</p>	<p>文化振興課</p>
<p>芭蕉白河の関俳句賞 ※第3次計画からの新規事業</p>	<p>歌枕に詠まれた「白河」を題材とした俳句賞や俳句教室を開催し、地域の文芸文化の向上と市のPRを図っていきます。</p>	<p>芭蕉白河の関俳句賞実行委員会 文化振興課</p>
<p>中山義秀記念文学館管理運営事業 中山義秀顕彰会運営事業</p>	<p>本市が輩出した芥川賞受賞作家である中山義秀の人と作品に触れ、作品の理解と義秀の顕彰を図ることを目的に企画展を開催していきます。また、中山義秀文学賞や顕彰会の事業を全国に広げて実施していきます。</p>	<p>中山義秀記念文学館</p>
<p>歴史民俗資料館及び小峰城歴史館における企画展等の開催</p>	<p>白河の歴史を示す資料や歴史を明らかにする上で不可欠な文化・芸術・歴史資料を収集し、収集資料の調査・研究等を進め、白河の歴史・文化理解の促進のため、企画展を開催していきます。 市独自の歴史・伝統文化を次世代に受け継ぎ、地域に対する理解をさらに深めるとともに、白河の魅力を幅広く発信していきます。</p>	<p>文化財課</p>
<p>しらかわ検定</p>	<p>しらかわ検定を通して本市の歴史と伝統に対する理解と郷土愛の醸成を図るとともに、市内外に広く本市の魅力を発信していきます。</p>	<p>しらかわ検定運営委員会事務局 (まちづくり推進課)</p>

街なか定期座禅会事業	歴史ある寺院の雰囲気の中で、座禅や写経が体験できる機会を提供していきます。	街なか定期座禅会 実行委員会事務局 (まちづくり推進課)
ぐるり白河文化遺産めぐり	街なかに残る名所を訪ね、地域に受け継がれる歴史や伝統文化についての理解を深めるとともに、ツアーを通して本市の魅力を市内外に広く発信することで、賑わいの創出を図っていきます。	ぐるり白河文化 遺産めぐり実行委 員会事務局 (まちづくり推進課)
白河かるた振興事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	「白河かるた」の楽しさや魅力を伝えながら、郷土の歴史や文化・伝統等に対する理解を深め、郷土愛の醸成を図るとともに、本市の魅力を対外的に発信していきます。	白河かるた 振興委員会事務局 (まちづくり推進課)



©しらかわん

白河文化交流館（コミネス）及び東文化センターの来館者数



## (2) スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しめる教室や各種大会の開催や、ニュースポーツの普及を通じて、生涯スポーツ社会の推進を図っていきます。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
スポーツ教室開催事業	多くの市民がスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室を開催していきます。また、スポーツの楽しさや競技力を学ぶ機会を提供し、生涯スポーツの振興及び地域住民の健康増進を図っていきます。	NPO法人 白河市体育協会 生涯学習スポーツ課
ボッチャ推進事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	障がいの有無や年齢を問わずに楽しめるボッチャの普及を通して、広く市民がスポーツに親しめる機会を創出するとともに、障がい者の理解を深めるきっかけとしてボッチャの普及促進に努めていきます。	生涯学習スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ 育成事業	生涯スポーツの振興と推進に向け、地域住民の健康づくり、人づくり、交流の場づくりを目的とした活動への支援を行っていきます。	生涯学習スポーツ課
部活動地域移行支援事業 <small>※第3次計画からの新規事業</small>	中学校部活動の段階的な地域移行に向け、総括コーディネーターを配置するとともに関係団体で構成する協議会を設置し、地域移行を推進していきます。	生涯学習スポーツ課



ボッチャ推進事業  
市民総体の様子



©しらかわん

## 4 現代的課題に関する学習機会の充実

### (1)男女共同参画や環境、人権等に関する学習

急激な社会変化により、地域や個人が抱える課題が多様化・複雑化するなかで、現代的、社会的な課題に対応した学習等、地域課題を解決する担い手を育成する学習機会の充実に努めていきます。

#### ○男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題です。学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを図る必要があります。そのため、県の男女共同参画センターをはじめ関係機関と連携し、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の提供に努める必要があります。

#### ○意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応

高齢社会においては、価値観が多様化するなかで、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。

また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。市では、高齢社会への対応に資する取組を推進するため、「公民館事業」や「高齢者サロン」などを通じて、地域における自発的な交流を促すとともに、高齢者の社会参画促進のためのノウハウなどについて、普及・啓発に努めています。

#### ○消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化するなか、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報のなかから必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が求められています。

「消費生活センター」と連携しながら、出前講座を開設するなど、消費者教育が推進されるよう促すことが重要です。

#### ○人権教育の推進

学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めていく必要があります。

○環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題があるなか、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、市民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

《主な事業等》

事業等	内容	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会に関する講演会や男性の家事参画講座等を開催するとともに、広報紙等を通して広く啓発活動を行い、男女共同参画社会の形成や意識の高揚を推進していきます。	生涯学習スポーツ課
「市民共学」出前講座 (行政編)	市職員等の公的機関の職員が出向き、行政の取り組み等について講座を行っていきます。	生涯学習スポーツ課
南湖森林公園施設維持管理 事業	南湖森林公園を児童・生徒を中心に幅広く市民に利用してもらうことで、自然に触れ合う機会をつくり、自然に親しみをもってもらう契機としていきます。 また、自然環境への関心を持ってもらうため、施設の整備や委託先であるNPO 法人南湖森林公園案内人の会と連携し、市民に対し施設の周知や広報活動を行っていきます。	農林整備課
人権教室の開催	互いに相手を思いやり、自己的人権も相手の人権も守りながら、共に幸せに暮らせる社会を築くことを目的に、市内の小学校・中学校、高齢者学級において、「人権教室」を開催していきます。	白河人権擁護委員協議会 (市民課)



## 5 学習成果の活用

身につけた知識や技能、学習成果を地域のなかで活かしていくためには、学びの成果を積極的に地域社会に還元する機会をつくりだすことが重要となります。

このような機会をより充実させ、新たな学習意欲を育むほか、意欲ある市民が気軽に地域づくりに参加できるように努めていきます。

### (1) 学習成果の発表機会の充実

各種発表会や大会等の学習成果を発表する機会をつくり自己実現を図るとともに、市民の相互交流機会の創出に努めていきます。

《主な事業等》

事業等	内容	担当課
公民館習作展、発表会 表郷文化祭 大信地域文化祭 東総合文化祭	公民館で活動している団体の作品展示及び演技発表を通して生きがいづくりに寄与していきます。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館

### (2) ボランティアの育成と活用

学習ボランティア活動を希望する方の協力を得て、活動の機会を提供する体制を整えていきます。

《主な事業等》

事業等	内容	担当課
高校生ボランティアセミナー	ボランティアに関する知識や技能・役割を学び、地域の子どもたちの体験活動を支援する活動を通して、ボランティアの意識や地域に貢献しようとする態度や意欲を高めるため、高校生を対象に実施していきます。	中央公民館
「市民共学」出前講座 (ボランティア編)	市内で自主的に活動している各種団体・サークルの会員が、講師・スタッフとして依頼のあった学校や各団体へ、講師としてボランティアで訪問します。	生涯学習スポーツ課

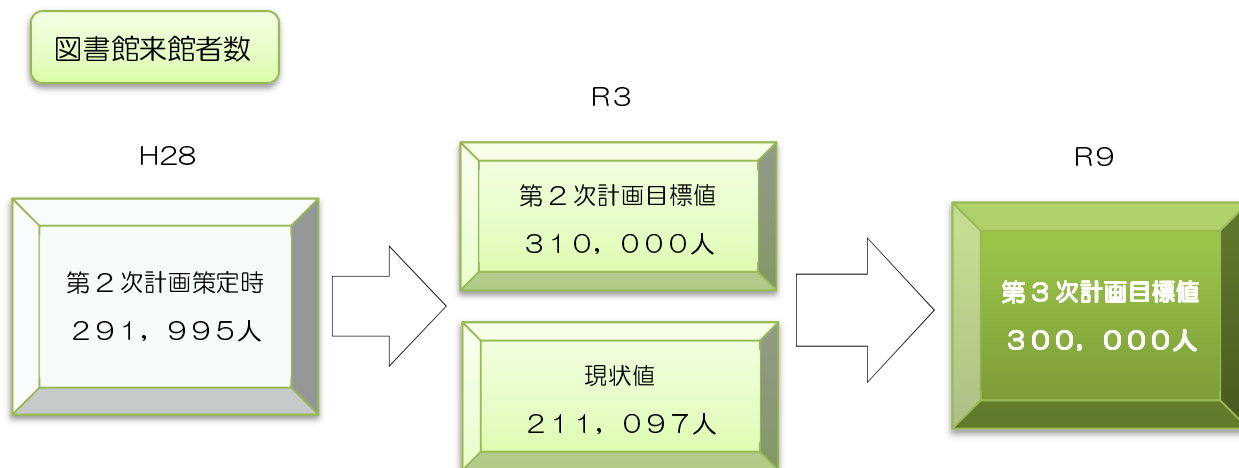
## 6 図書館サービスの充実

### (1) 資料の収集保存と情報の提供

図書及び視聴覚資料等の充実に努め、誰もが利用しやすい環境を整えるとともに、資料等の調査や相談に対応できる運営を行い、図書館サービスの充実を図っていきます。

《主な事業等》

事業等	内容	担当課
図書・視聴覚資料等整備事業 市立図書館読書普及事業	市民の多様な要望に応えられるよう資料の収集保存に努め、誰もが気軽に利用できるようなサービスの充実を図っていきます。おはなし会や映画上映会、著名な作家を招いての講演会の開催等の読書普及活動を実施します。	市立図書館



©しらかわん

## 【基本目標Ⅲ】

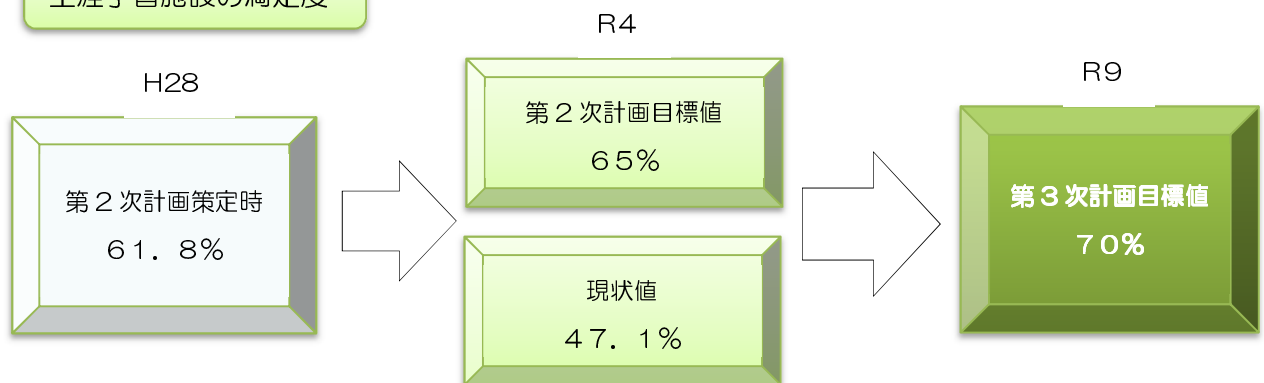
## 生涯学習拠点の充実

公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設は、学習活動の場や機会を提供する場であるとともに市民の幅広い学習活動を支える重要な役割を担っています。

施設については、施設の改修や長寿命化を図りながら、多様な市民ニーズに対応した環境の整備・充実・拡大に努め、さらなる満足度の向上を図っていきます。

複合施設の「(仮称)生涯学習センター」については、生涯学習の拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たすことを期待されています。

### 生涯学習施設の満足度



※令和4年度実施アンケートの現状値

## 1 生涯学習施設の整備

### (1) 社会教育施設の整備充実

公民館や図書館などの地域の「学びの場」である社会教育施設を拠点として、学校や民間団体等の多様な主体との連携を密にし、社会人の学び直しや地域課題解決に向けた講座の開催、住民主体の生涯学習活動に対する支援等を行い、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びを推進する取組を行っていきます。

公民館等においては、地域の課題を把握するとともに、地域住民のニーズに応じた運営に努めます。また、その活動内容を客観的に評価・検証し、施設運営の質の向上を図ります。

社会教育施設の適切な維持管理や老朽化対策に取り組み、計画的に施設の長寿命化を推進します。

複合施設の「(仮称)生涯学習センター」については、ライフスタイルや興味・関心に沿った学習機会の提供を目指し、多世代にわたる市民の多様な学習ニーズに応えられるよう、その整備を推し進めるとともに、適切な施設の管理運営方法を検討してまいります。

《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
公民館施設の維持管理	大信公民館、東公民館は施設の老朽化が進んでいることから、快適に利用できるよう、施設の修繕に努めていきます。また、公共施設管理計画に基づき、各公民館の今後の方向性を定めていきます。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館
複合施設整備事業（「(仮称)生涯学習センター」の整備） <small>※第3次計画からの新規事業</small>	複合施設に音楽ルームや調理室、和室等の中央公民館機能を含んだ「(仮称)生涯学習センター」を整備し、幅広い世代が生涯学習活動を行えるよう環境整備を図ります。	地域拠点整備室 中央公民館 生涯学習スポーツ課
市立図書館管理運営事業	生涯学習の拠点施設である図書館を市民が常に快適に利用できるよう、適切な維持管理、施設の修繕・改修、備品の更新を行っていきます。	市立図書館
中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）管理運営事業	常に老若男女が集い、交流が図られる拠点づくりを目指し、民間委託による柔軟かつ創造的な管理運営を行い、中心市街地の活性化を図っていきます。	まちづくり推進課

**(2)文化施設の整備充実**

優れた文化芸術に触れる機会や市民主体の文化芸術活動の拠点となる施設の整備・充実に努めていきます。

また、美術品、歴史資料及び考古遺物等の展示品に加え、市の文化遺産や歴史的な財産を将来へ引き継いでいけるよう、市民意識のさらなる醸成に努めていきます。

《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河文化交流館（コミネス）及び東文化センターの管理・運営	白河文化交流館（コミネス）及び東文化センターが、引き続き文化芸術及び市民相互の交流活動の拠点としての役割を果たすよう、自主事業の実施や効率的、効果的な施設運営を行っていきます。	文化振興課

中山義秀記念文学館管理 運営事業・中山義秀顕彰会 運営事業	中山義秀に関する研究や展示・講演 会、さらには顕彰会の活動を通し文学に 関する教養と知識を深め、文化の向上と 郷土の発信に資する施設運営を行って いきます。	中山義秀記念文学館
歴史民俗資料館及び小峰 城歴史館の管理・運営	市の歴史・伝統文化に対する研究の蓄 積を次世代に受け継ぎ、展示・講演会等 により郷土の発信に資するため、適切な 施設運営を行っていきます。	文化財課

### (3) スポーツ施設の整備充実

市民や利用者が快適で安全に利用できるよう、既存施設の長寿命化や充実に努めていきます。

#### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
体育施設改修事業	体育施設設備の改修及び修繕を行い、耐 用年数の延伸及びライフサイクルコスト の低減を図っていきます。	生涯学習スポーツ課



©しらかわん



©しらかわん

## 資料編

白河市生涯学習推進会議設置要綱.....	P38
白河市生涯学習推進会議委員名簿.....	P39
教育基本法.....	P40
生涯学習に関する国・県の動向.....	P43
令和4年度生涯学習推進に関する市民アンケート調査結果概要.....	P44
施設一覧.....	P49

平成22年6月1日  
白河市教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 市の生涯学習の推進に関する基本計画その他生涯学習に関し、市民参加を得て積極かつ効果的に推進するため、白河市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進に関する計画
- (2) 市民の生きがいに関する基本的施策
- (3) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、推進会議の経理等について監査する。

(会議)

第6条 推進会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

## 白河市生涯学習推進会議委員名簿

委員区分	氏 名	所属団体	備 考
学校教育関係者 (第1号委員)	室井 博人	西白河小中学校長連合協議会白河班	
社会教育関係者 (第2号委員)	鈴木 雅文	白河市社会教育委員	
	入谷 みちこ	白河市社会教育委員	
	穂積 雅子	白河市婦人団体連絡協議会	
	加藤 久尚	中央公民館クラブ会長会	
	川崎 輝美	白河市文化団体連合会	
学識経験者 (第3号委員)	樋口 葉子	NPO 法人しらかわ市民活動支援会	
	沼田 光一	表郷地域活性化協議会	
	川堀 正幸	大信地域活性化協議会	
	會田 智子	東地域活性化協議会	

(委嘱期間:令和4年7月1日から令和6年6月30日まで)



我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 教育の目的及び理念

#### （教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができること、その成果を適切に生かすことので

きる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### 第二章 教育の実施に関する基本

#### （義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

#### （学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### （大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

る。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者

は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(社会教育法等の一部改正)
- 2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)」に改める。
  - 一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第一条
  - 二 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第一条
  - 三 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第一条
  - 四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第一条
  - 五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)第一条
  - 六 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十七条第一項
  - 七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第十六条  
(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)
- 3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項」を「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十五条第二項」に改める。
  - 一 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第十八条
  - 二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十条第十七項

## 生涯学習に関する国・県の動向

### 【国の動き】

年	内 容
平成2年	<p><b>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」</b>            (目的)            第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。</p>
平成18年	<p><b>「教育基本法」改正</b>            (生涯学習の理念)            第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>
平成20年	<p><b>平成20年中央教育審議会答申</b>            「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」</p>
平成25年	<p><b>第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理</b>            「第2期教育振興基本計画」(平成25～29年度)</p>
平成27年	<p><b>平成27年中央教育審議会答申</b>            「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」</p>
平成28年	<p><b>平成28年中央教育審議会答申</b>            「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」</p>
平成30年	<p><b>「第3期教育振興基本計画」</b>(平成30～令和4年)</p>

### 【県の動き】

年	内 容
平成17年	<p><b>福島県生涯学習基本構想「まなビジョンふくしま2020」策定</b>            理念            「すべての県民が生涯を通して自ら学び、考え、行動し、他のすべての主体とともに県全体として一つにつながり合う」</p>
平成22年	<p><b>「福島県生涯学習基本計画 夢まなびと創造プラン」策定</b></p>
平成25年	<p><b>「福島県生涯学習基本計画 夢まなびと創造プラン」見直し</b></p>
令和4年	<p><b>「福島県生涯学習基本計画」策定</b>            ～学び合い、支え合い、地域が輝く。次世代へつなぐ 生涯学習社会ふくしま～</p>

## 令和4年度生涯学習推進に関する市民アンケート調査結果概要

調査対象	白河市内に居住する18歳以上の男女1,500人 (無作為抽出)
調査方法	郵送返送及びWebによるアンケート調査
調査期間	令和4年9月1日～令和4年9月30日
発送数及び 回収数	408/1,500(回収数/発送数) 回収率 27%

### ●性別

男	女	無回答	合計
185	214	9	408

### ●年齢

18-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70-79 歳	80歳以 上	無回答
18	28	70	63	116	80	24	9

### ●学習しやすい時間帯はいつですか。(複数回答)

	割合
平日の午前	13.4%
平日の午後	13.8%
平日の夜間(午後6時以降)	12.7%
土曜日の午前	9.3%
土曜日の午後	12.7%
土曜日の夜間(午後6時以降)	9.1%
日曜・祝日の午前	10.6%
日曜・祝日の午後	11.5%
日曜・祝日の夜間(午後6時以降)	6.9%

●この1年間に行った自主的な学習活動はどのようなものですか。(複数回答)

	割合
趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など)	15.4%
教養的なもの(文学、歴史、科学、語学など)	8.8%
社会問題に関するもの(社会、時事、国際、環境など)	3.8%
健康、スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)	18.1%
感染症対策について	7.2%
家庭生活に役立つ技能(料理、和洋裁、着付け、編み物など)	6.2%
育児や子育て支援、教育(家庭教育、育児サークル、学校支援など)	1.8%
職業上必要な知識、技能(仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)	6.0%
情報社会に必要な知識、技能(パソコン、スマートフォン、タブレット、SNSなど)	7.3%
ボランティア活動のために必要な知識や技能などに関するもの	2.0%
自然体験や生活体験などの体験活動	1.8%
学校(高等、専門、各種学校、大学、大学院など)の正規課程での学習	1.7%
特に行っていない	18.9%
その他	1.0%

●「特に行っていない」とお答えの方に伺います。

現在、自主的な学習をしていない理由はなんですか。(複数回答)

	割合
仕事や家事が忙しくて時間がとれない	22.9%
学習のための費用がかかる	7.0%
講座の時期や時間が適当でない	4.7%
講座の情報が入手できない	3.3%
いっしょに参加する仲間がいない	6.0%
指導者や運営方法が自分にあわない	0.7%
身近なところに施設がない	5.0%
自分の希望に合う講座がない	6.3%
家族や職場など周囲の理解を得られない	1.3%
魅力ある学習内容がない	4.3%
自分の意思が弱い	5.6%
人前に出るのに気が進まない	5.6%
学習することに自信が持てない	4.0%
きっかけがつかめない	10.3%
特に必要がない	9.3%
その他	3.7%

●学習活動を始めようとする時、どこから情報を入手しますか。(複数回答)

	割合
書籍(雑誌も含む)	11.3%
新聞	10.1%
テレビ	9.3%
ラジオ	1.9%
広報しらかわ	15.8%
市ホームページ	6.9%
インターネット	18.1%
チラシ、折り込み広告	7.9%
回覧板	9.6%
口コミ	6.4%
ポスター	2.6%
その他	0.0%

●日頃必要だと思う学習情報はどのようなものですか。(3つまで)

	割合
市役所や公民館、図書館などの公的な機関における講座・教室に関する情報	31.0%
大学や民間教育機関が行う講座・教室に関する情報	7.4%
地域のイベントや行事などに関する情報	24.8%
公民館や図書館など施設に関する情報	12.7%
指導者や講師などの人材に関する情報	8.3%
サークル・グループ活動に関する情報	10.7%
市民活動団体(NPO)に関する情報	5.3%
その他	0.0%

●学習活動を行う上で、どのような支援が必要だと思いますか。(3つまで)

	割合
学習活動に関する情報提供	33.8%
活動に関する相談支援	10.5%
公民館、図書館等の施設の充実	15.9%
地域活動団体の育成	9.2%
講師、指導者の派遣	13.7%
指導者、ボランティアの養成	10.7%
学んだ成果を発表する機会の充実	4.4%
その他	1.8%

●学習活動で得た知識・技術や体験を今後どのように活かしていきたいと思いますか。(複数回答)

	割合
自分の人生をより豊かにする	32.9%
家庭、日常生活	17.0%
自分の健康の維持、増進	24.3%
仕事や就職	9.1%
地域や社会での活動	11.0%
身につけたことを伝えたり、教えたりする	5.5%
その他	0.3%

●学習活動で得たものを地域社会での活動に活かす場合、どのような支援があると良いと思いますか。(3つまで)

	割合
相談支援	13.6%
活用する場の紹介	23.6%
仲間づくりに対する支援	14.2%
場所・設備などの支援	25.3%
経済的支援	16.8%
特に必要ない	5.6%
その他	0.3%

●お住まいの地域にある学校に対してのボランティア活動に参加したことがありますか。(PTA 活動を除く)

	割合
参加したことがあります、今後も参加したい	15.5%
参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.2%
参加したことがないが、今後は参加してみたい	25.8%
参加したことがなく、今後も参加したくない	35.3%
参加したいが、参加の方法がわからない	15.3%



- 地域の住民が学校を支援するボランティア活動に参加しやすくするためには、どのような環境を整備することが必要であると思いますか。（3つまで）

	割合
活動のまとめ役となっている地域住民の方などと協力して活動に関する積極的な広報や勧誘を行う	14.9%
活動の参加に必要な事前説明会や活動の充実に必要な研修会などを定期的で開催する	14.7%
活動の参加に要した交通費やボランティア保険料などの活動経費への支援を行う	14.6%
活動に参加したことに対して何らかの公的な評価（活動参加証や感謝状の贈呈など）を行う	13.8%
土日祝日にも参加できる活動を行う	14.4%
特になし	14.3%
その他	13.3%

- 本市の生涯学習施設の満足度についてお伺いします。  
（主な施設）

名称	満足	まあまあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満
中央公民館	7.6%	24.6%	25.7%	14.6%	14.6%
白河市立図書館 （りぶらん）	53.6%	36.2%	4.0%	0.0%	0.4%
白河文化交流館 （コミネス）	48.6%	33.2%	7.7%	1.8%	0.9%
小峰城歴史館	21.9%	35.2%	21.1%	2.3%	0.0%
総合運動公園	18.8%	43.0%	17.9%	9.2%	2.4%
しらさかの森 スポーツ公園	14.6%	37.2%	21.9%	7.3%	2.9%

## 施設一覧

### 【生涯学習施設】

名称	所在地
中央公民館	白河市天神町 2 番地
表郷公民館	白河市表郷番沢字桜下 23 番地
大信公民館	白河市大信増見字北田 58 番地
東公民館	白河市東釜子字殿田表 35 番地
白河市立図書館（りぶらん）	白河市道場小路 96 番地 5
表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
大信図書館	白河市大信町屋字沢田 25 番地
東図書館	白河市東釜子字狐内 47 番地
白河市中心市街地市民交流センター （マイタウン白河）	白河市本町 2 番地

### 【文化施設】

名称	所在地
白河文化交流館（コミネス）	白河市会津町 1 番地 17
東文化センター	白河市東釜子字狐内 47 番地
歴史民俗資料館	白河市中田 7 番地 1
小峰城歴史館	白河市郭内 1 番地 73
中山義秀記念文学館	白河市大信町屋字沢田 25 番地

### 【スポーツ施設】

名称	所在地
総合運動公園	白河市北中川原 30 番地
武道館	白河市向新蔵 125 番地 2
白河第一市民体育館	白河市追廻 70 番地 1
白河第二市民体育館	白河市立石山 3 番地
白河第三市民体育館	白河市明戸 102 番地 1
関辺市民体育館	白河市関辺松並 32 番地 1
大沼市民体育館	白河市久田野城内 32 番地
しらさかの森スポーツ公園	白河市白坂牛清水 117 番地
表郷総合運動公園	白河市表郷番沢字久ノ内地内
大信総合運動公園	白河市大信上新城字原畑地内
大信第二運動公園	白河市大信隈戸字鍛冶屋場地内
東風の台運動公園	白河市東釜子字狐内地内

### 第3次白河市生涯学習推進計画

令和5年3月発行

発行 白河市教育委員会

編集 白河市生涯学習推進会議・生涯学習スポーツ課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

TEL 0248-22-1111

URL <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>